

全国健康保険協会福岡支部の 医薬品適正使用促進事業について

協会けんぽ福岡支部の医薬品適正使用事業について

○調査研究事業

【2017～2018年度】

- レセプトデータを用いたポリファーマシーの実態調査
- 減薬による医療費適正化効果額の算出
- 多剤服薬者に対するアンケート調査
- 多剤服薬、重複服薬等の受療パターン分析
- 多剤服薬、重複服薬等の併用薬剤と背景疾患
- 多剤服薬による薬物有害事象への影響

新規事業_R3年度
協会けんぽパイロット事業

※効果が認められた場合、全国展開の可能性あり

○お薬手帳の活用促進事業（お薬手帳の一冊化）

【2018年度】

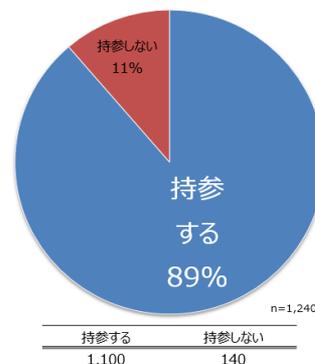
2017年度の調査結果から、重複服薬者（複数の医療機関から慢性的に同一の医薬品が処方されている患者）が単月に3万人程度いることがわかった。

- 重複服薬者へのお薬手帳ホルダー送付（4,239件）
- お薬手帳使用感アンケート調査（1,500人対象_回答29.3%）

【2019年度】

- 重複服薬者及び複数医療機関受診者へのお薬手帳ホルダー送付（10,000件）

効果検証_R3年度
ランダム化比較試験

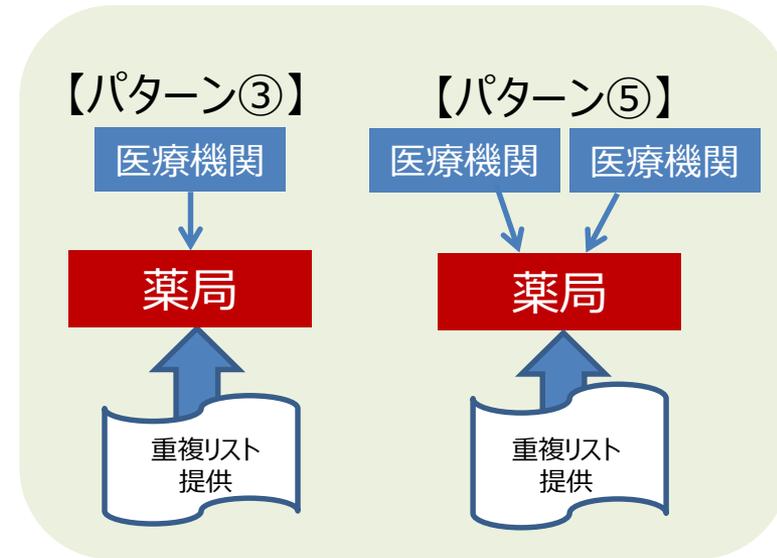
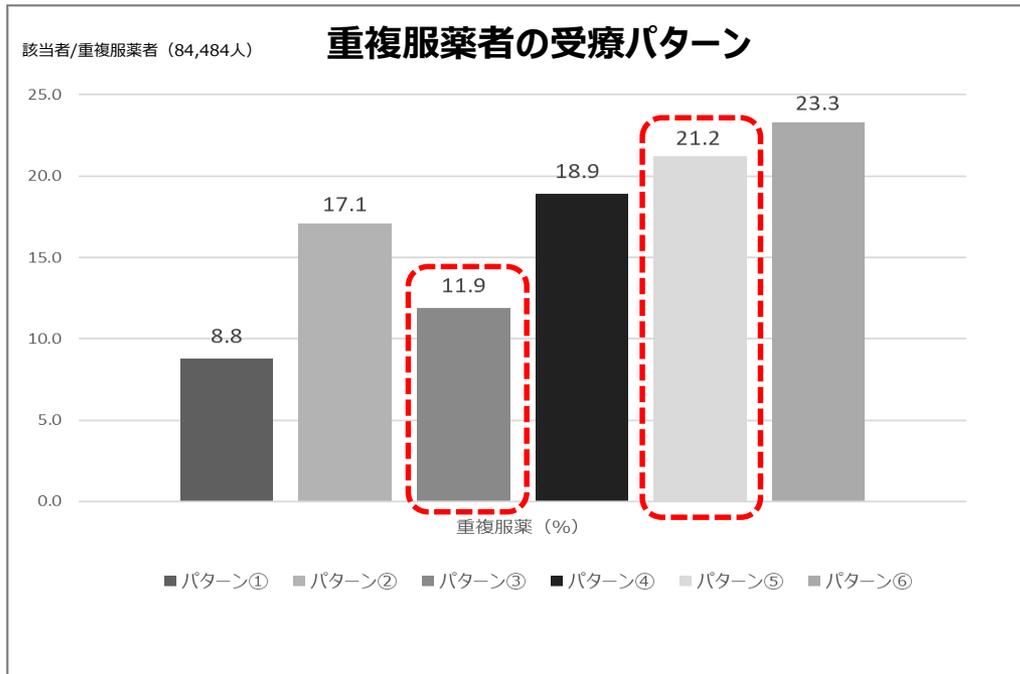


重複服薬者の89%はお薬手帳を持参して医療機関を受診している。

お薬手帳は有効に活用されているのか？

R3年度福岡支部パイロット事業概要

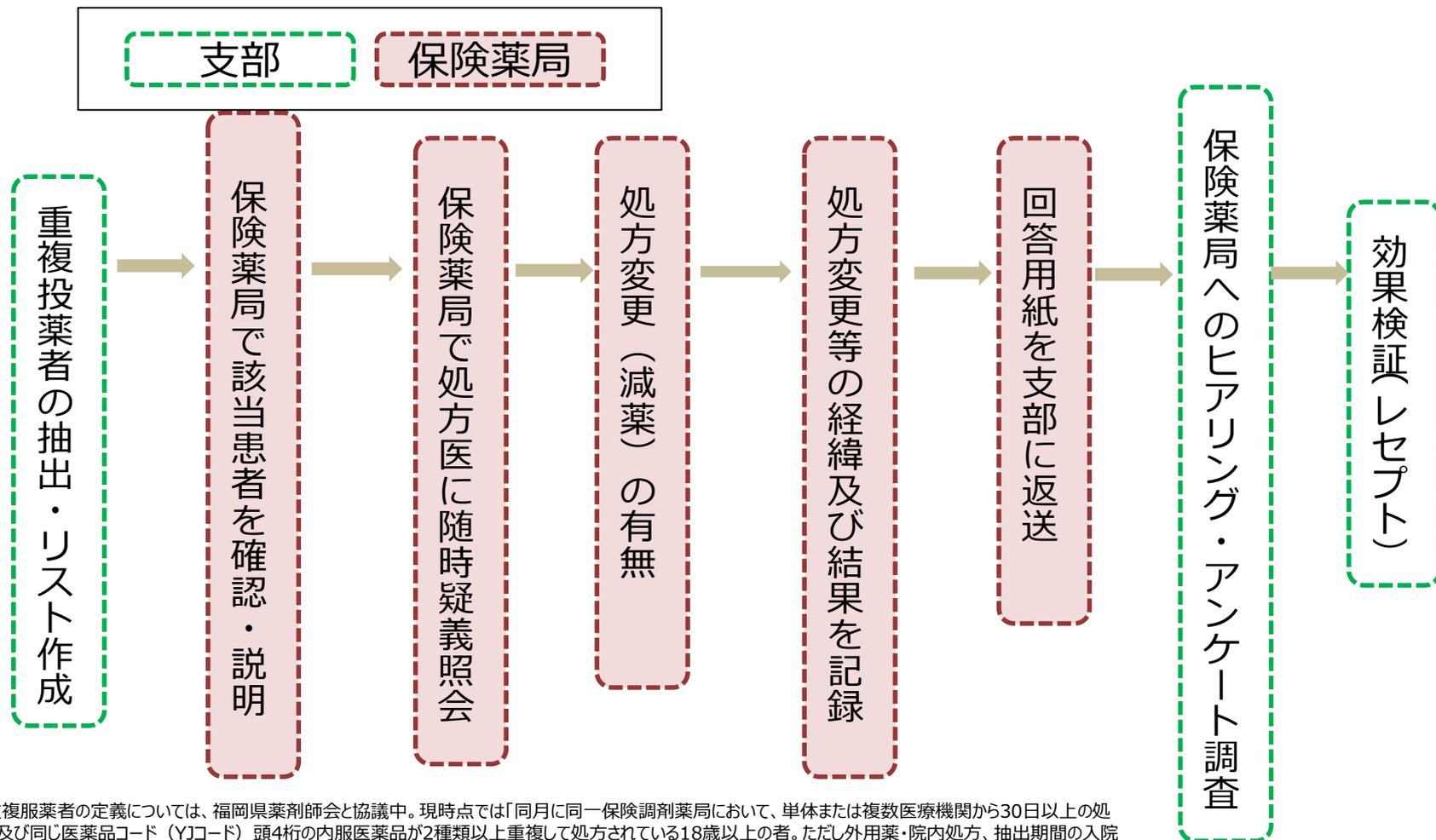
福岡支部が平成29～30年度にかけて行った調査研究事業によって、同一保険薬局に処方箋を集約している状況下でも重複投薬が発生していることが分かった。当該薬局において重複投薬が発生している事象を通知し、医薬品の適正使用を促すもの。



受療パターン	受療行動 (医療機関と薬局のかかり方)
パターン①	1つの医療機関内のみ利用 (院内調剤)
パターン②	2つ以上の医療機関内利用 (院内調剤)
パターン③	1つの医療機関、1つの院外調剤薬局利用
パターン④	1つの医療機関、2つ以上の院外調剤薬局利用
パターン⑤	2つ以上の医療機関、1つの院外調剤薬局利用
パターン⑥	2つ以上の医療機関、2つ以上の院外調剤薬局利用

事業スキーム（案）

3か月分のレセプト情報（医科・調剤・DPC）から重複投薬者がいる保険薬局を抽出し、「重複投薬者リスト（仮）」を送付。保険薬局に該当患者が受診した際に確認を行い、本人同意の上、処方医に疑義照会する。保険薬局は、患者への対応及び結果を支部作成回答様式に記録し、支部に返送する。



※重複服薬者の定義については、福岡県薬剤師会と協議中。現時点では「同月に同一保険調剤薬局において、単体または複数医療機関から30日以上処方、及び同じ医薬品コード（YJコード）頭4桁の内服医薬品が2種類以上重複して処方されている18歳以上の者。ただし外用薬・院内処方、抽出期間の入院処方は除く」とする。